

(別紙 15)

秋田県におけるクマ類出没防止対策の実施に係る評価報告 (R7 補正)
(出没防止対策事業)

1 事業実施地域周辺の現状の出没・被害状況、出没防止対策の実施状況及び課題等

県内ではツキノワグマの人の生活圏への出没が多く、令和7年度は春先から高い水準で目撃等が推移し、ツキノワグマ等出没情報システム(クマダス)で13,534件(R8.1.22現在)と過去最多を記録している。また、令和8年1月22日時点で67名の方がツキノワグマによる人身被害にあっており、うち、4名が死亡している。

ツキノワグマの出没防止対策として、各市町村が鳥獣被害対策実施隊によるパトロールや追い払いを行っているほか、秋田県水と緑の森づくり税を活用し、緩衝帯の整備を実施している。また、県では集落及びその周辺における放任果樹伐採や緩衝帯整備を本交付金の活用により実施しているが、県土が広く、全てカバーするのは困難なことが課題となっている。

2 出没防止対策の具体的な内容

(1) 市町村間接交付事業

実施時期	令和7年10月～令和8年3月
場所	上小阿仁村、秋田市、潟上市、井川町、東成瀬村
目的・目標	鳥獣被害対策実施隊によるパトロール、追い払いを実施するほか、出没時に必要な資機材の導入や放任果樹の伐採等より、人身被害の未然防止を図る。
内容	パトロール、追い払いの実施及びクマ出没時に必要な資機材等の配備による体制整備。 ※施越事業
方法	市町村、市町村鳥獣被害対策実施隊によるパトロールや追い払いの実施。クマ撃退スプレー等のクマ対策資機材の配備。放任果樹の伐採、刈払や電気柵の設置。
評価方法	事業実施地域における人身事故の未然防止が図られたかどうかにより評価を行う。
事業費とその算出方法	8,242,659円 上小阿仁村 1,133,984円 秋田市 4,000,000円 潟上市 793,507円 井川町 96,896円 東成瀬村 2,218,272円
備考	

(2) 県事業

実施時期	令和7年10月～令和8年3月
場所	県内全域
目的・目標	小中学校の登下校時の安全を確保するための体制整備等を行い、人身事故の未然防止を図る。
内容	ツキノワグマの出没が多いことから、小中学校の児童生徒及び登下校を見守るPTA・ボランティア団体の安全確保を図る。 ※施越事業
方法	登下校を見守る学校及びPTA・ボランティア団体へクマ撃退スプレーを配備するほか、警備会社による登下校時の巡回警護を行う。
評価方法	市町村事業、県事業いずれも事業実施地域における人身事故の未然防止が図られたかどうかにより評価を行う。
事業費とその算出方法	41,431,500 円 クマ撃退スプレー 23,529,000 円 (1,550 本) 巡回業務委託料 17,902,500 円
備考	

注1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。出没防止対策が複数ある場合は、対策の種類毎に各項目を記載すること。

注2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

注3：誘引物の除去及び緩衝帯の整備を実施する場合は、過去の本交付金の活用状況について備考欄に記載すること

3 実施した出没防止対策の評価（事業終了後の評価報告時のみ）

(1) 市町村間接交付事業

クマの出没時に備えた追い払いの資機材（クマ撃退スプレー、花火等）を購入、配備し、クマの出没時に活用したほか、クマ出没時のパトロールの実施、忌避材による出没防止、誘因となる放任果樹の伐採や進入ルートとなる藪の刈払、出没を防止するための電気柵設置などを行い、事業実施地域・実施地区における人身事故の未然防止が図られた。

(2) 県事業

クマの出没が相次ぐなか、児童生徒の登下校の安全を確保するため、見守りを行う学校、PTA等にクマスプレー1,550本（275校、17地区、予備含む）を配布したほか、警備会社が通学路の警備や忌避作業（R7.11.5～R7.12.25、延べ3,455校）を行った。
事業実施地域、実施期間において登下校時の児童生徒のクマによる事故はなく、安全・安心を図る事ができた。

注1：当初予定されていたとおり事業が適切に実施されたか記載すること。

注2：事業実施地域ごとに、事業実施前後の被害指標（出没件数、被害件数、被害感等）を比較し、事業実施の効果が事業実施地域に現れているか評価すること（定量的な指標が難しければ、客観性を確保した定性的な指標を使用する。）。なお、事業効果の比較は同じ季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

注３：注１による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

--

注１：出沒防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注２：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。